



有機農産物生産基準運用細則

第7版

特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会

改訂履歴

版	改訂事項	制改訂日
1版	2000年2月29日制定 2000年3月26日改定 2000年8月7日農水省指摘により一部改定 理事長・生産委員長決済 2001年2月16日農林水産省指摘により一部改定 浄化水田の確認方法の件 委員長会議決済 2001年11月1日 農薬の保管についての基準追加 2001年11月1日 有機農産物を取り扱う作業場の基準追加 2001年11月1日 ラジコンヘリが使用される場合の有機栽培水田への飛散防止について追加 2002年5月19日 有機栽培水田の周辺で航空防除が行われる場合の飛散防止について追加 2002年6月29日 記録の管理及び記録の保存について追加 2004年 揮発性有害化学物質についての認証委員会からの提言公表 2005年 関連法規の扱いについて認証委員会判断を追加 茶刈り機の刃の潤滑油について認証委員会で整理 育苗用土の採取地の確認事項等について認証委員会で整理	
2版	2005年定例見直し	2005年2月11日から5月30日
第3版		2006年6月24日 基準策定委員会にて改訂 2007年1月理事会承認

第4版	基準策定委員会にて以下、2点を追加 緩衝帯の解除についての指針 別表1 その他の資材において遺伝子組み換えの分別管理を求める「原材料の生産段階」の範囲について	2007年3月24日
第5版	転換初年度の栽培区分、ラジコンヘリ緩衝帯距離変更、用水・河川の区別、カドミウム基準値設定の方向性、購入たい肥・土壌改良材の要件、不適合品発生時の処置、農薬等の使用・保管・管理等	2009年5月9日
第6版	日本農林規格改正による見直し	2013年4月13日
第7版	日本農林規格改正等による見直し	2017年6月23日

I、生産及び収穫後の管理にかかわる施設

1、生産圃場の特定と圃場暦

1.1 圃場看板

【推奨】

有機農産物生産圃場には、看板をたて、誰もがそこを有機農産物生産圃場であることを理解できるようにすること。

1.2 圃場看板記載事項の記載事項

看板には、以下の内容を含むことが望ましい。

生産の区分（有機農産物もしくは転換期間中有機農産物）

生産行程管理者名

住所

生産行程管理者責任者もしくは生産管理担当者、生産者

圃場名

圃場面積

認定日

1.3 境界のない圃場の処置

一枚の平坦な地にかかれた圃場で畦などの境界を設けることが困難な圃場がある。こうした圃場にあっては、圃場の両端に固定式の境界指標を打つなどして境界を明確に固定しておくこと。減反の水田を半分に分けて使用する場合にも、こうした処置をとること。

1.4 圃場歴

有機農産物の生産行程管理者の申請にあたっては、一年以上有機的管理を実施している圃場が必要である。このことが記録においても確認できなければならない。

この際の圃場暦の起算点は、禁止物質が使用された作物の収穫が終了した時点とします。すなわち、有機栽培管理を始めた作の前作の収穫終了時点からとすることが出来る。ただし、前作の収穫終了後に圃場に禁止物質が施された場合は、当該作の行為と見なされ、当該作の収穫を待って有機栽培の起算となる。果樹などの多年生作物にあつて起算点は、使用禁止資材の最終使用の直後までさかのぼることができる。

水稻などでの転換初年度は、特別栽培とすること。転換初年度の収穫時期を遅らせ、無理に転換期間中有機農産物とする方法は、認められない。

2、周辺からの汚染を防止する処置

【原則】

隣接する慣行圃場からの農薬・化学肥料などの飛散、流入の危険ある場合、緩衝帯などにより、防護処置をとる。緩衝帯の検討にあたっては、隣接土地の農薬並びに化学肥料の使用状況を調査し、緩衝帯の程度を判断する。緩衝帯は飛散の影響をなくすることが目的であり、周辺の事情を考慮し適切な幅が取られなければならない。〇〇mあれば良いとする一律の考え方は危険である。

また、緩衝帯を設置したとしてもそれをこえて飛散が認められた場合には、格付担当者は格付の一部除外など適切な判断を行うことが必要である。

2.1 近隣者の理解

有機農産物圃場については、そこが有機農産物圃場であることを近隣に知ってもらい、理解を得て、農薬などが飛散しないように注意してもらうことが望ましい。近隣の人々の協力は、圃場の汚染を防ぐ大切な力である。

2.2 緩衝帯の程度（幅など）の決定

- ① 隣接する土地が、空き地、林、山林などで使用禁止資材が使われていない場合、緩衝帯は必要としない。
- ② 動墳など使用した標準的な農薬散布方法では、4 m程度の飛散が発生する例が多い。このことから緩衝帯は4 m程度の幅を必要とする。農薬散布や化学肥料などの散布が行われていない道路、水路、畦、空き地などは、緩衝帯として計算する。この距離は、無風状態で、噴射竿を手で持って散布を行った際の飛散距離の実測を根拠としている。
- ③ 以下のような場合は、緩衝帯の幅を縮小することができる。
 - ・ 防風ネット、塀、生垣、植栽その他の植物などで遮蔽物を構築した場合
 - ・ 慣行圃場と間に高低差があり、有機栽培圃場が十分に高く、高低差が有効な遮蔽効果をもつ場合。
 - ・ 隣接する圃場の経営者と農薬飛散を防止する有効な契約（4 mより少ない飛散の抑えることが可能な）が結ばれている場合。
 - ・ 使用されている薬剤が、粒剤や投げ込み式の除草剤のみの場合で飛散防止の協力が得られる場合。
 - ・ 除草剤が投げ込み式、殺虫・殺菌などが箱処理剤のみというような水田が隣

接する場合には、稲が倒伏しても交差しない間隔と水の流入が起こらないようしっかりとした畔（高さ及び幅）があれば使用禁止資材の飛散、流入を防止できる。

④ 以下のような場合、4mをこえる緩衝帯が必要となる。

- ・ 隣接圃場が果樹園などで農薬が4m以上吹き上げるような散布方式がとられている場合。
- ・ 同じく
- ・ 隣接の慣行圃場が4m以上高いところに位置する場合。
- ・ 隣接圃場にラジコンヘリが飛ぶ場合
- ・ 隣接地で大型の農薬散布機（例えばブームスプレーなど）が使用され、大きな飛散が見込まれる場合。なお、距離だけでは防げない場合には境界に麦やソルゴなどの障壁作物を植え防止することも必要となる。

⑤ 過去の実測から判断される最低の目安距離は、以下の通り。

散布の形態	過去の実測から判断される距離（m）	条件
動墳を使用した通常の手持ち竿での散布	4	無風、飛散に注意しての散布
スピードスプレー	16～20	無風の早朝散布
ラジコンヘリ	12（飛行ラインより）	無風もしくは無風に近い状態で飛散に注意して散布
有人ヘリコプター	100	微風、飛散しにくい液剤、乳剤を使用
ナイアガラで粉剤使用	測定不能 地域的なレベルでの飛散防止対策が必要	微風であっても風下側になった場合には、粉剤が使用される場合、500m以上の距離が確認された。風上側にはほとんど流れなかった。

2.3 圃場の境界部分に間隔がとれず、隣接圃場の農薬がかかる場合、飛散を受けると見込まれる部分を緩衝帯として扱い特別栽培農産物とするなど、有機農産物の格付からはずすものとする。

2.4 圃場が公道に隣接する場合

公道の除草剤散布、植栽への殺虫剤散布によって圃場が汚染されないように注意する。管理者と契約を結ぶなどして有機栽培圃場に影響が及ぶ範囲の農薬散布については、おこなわないようにしていくことが望ましい。隣接する公道に農薬散布が行われる場合、圃場内部に緩衝帯部分を設ける。駐車場、資材置き場、空き地などについても同様である。

●参照：飛散の試験及び事例を巻末の参照に示した。

3、禁止物質の流入防止

【原則】

有機栽培圃場に隣接慣行栽培圃場から慣行栽培圃場の水、土が流れ込む危険のある場合、流入防止対策を講じること。流入防止が困難な場合には、流入の影響が発生する部分を緩衝帯として扱うこと。

流入防止対策には、さまざまな方法がある。

- ①境界付近に畦、土手、溝などを設ける。畦、土手は、被覆植物で覆われることが望ましい。
- ②草地のベルトを設ける。
- ③植栽を設ける。
- ④被覆作物を植える。

傾斜地の場合、モグラの穴などからも流入するので、適切な修復を行うこと。

禁止物質の流入の影響を受ける部分に作付された作物は、有機農産物とすることはできない。

3.1 雨水流入防止対策

3.1.1 傾斜地

傾斜地の上側に慣行栽培圃場が隣接している場合、水の迂回路あるいは植栽などにより化学肥料分や農薬成分が流入しないように防護処置をとる。ただし、急傾斜の茶畑などで水の迂回路を設けると自然条件によって斜面が崩落を起こす場合があるので注意が必要である。こうした危険を冒すべきでない。上段の畝を緩衝帯として扱うことが望ましい。

3.1.2 平坦地の境界のない圃場

確実かつ恒常的な流入が認められる場合は、畦や溝、もしくは緩衝帯の設置が必要となる。

3.2 水田における水の畦越え及び水漏れの防止

水田における畦畔は、隣接圃場からの水が畦をこえて流入しないような高さや幅を確保しなければならない。また、水漏れを起こさないように、モグラ、野ねずみの穴などは、適切に補修されなければならない。

3.3 水源及び用水の上流域でのリスク

汚染のリスクを把握しておくこと。禁止資材の流入の危険が見込まれる場合は、対策を講じること。

4、大雨、洪水などによる土砂及び使用禁止資材を含んだ水（通常使用できる河川の水の

みの場合を除く)の流入について

洪水などにより圃場内に禁止物質が流入した場合の処置については、その程度により適切な判断がされなければならない。

4.1 本会への報告

こうしたケースについては、圃場の認定条件に係わることなので認定事業者が単独で判断することなく、本会に連絡し、相談の上処置を決定することが望ましい。

4.2 流入を受けた当該作の格付停止

使用禁止資材を含んだ土砂や水の流入を受けた当該作については、有機農産物としては扱うことはできない。格付を停止する。

4.3 使用禁止資材の流入した圃場とその後の収穫物の扱い

圃場については、認定を維持したまま有機栽培を継続することができる。当該圃場から収穫した農産物の有機農産物への格付は、有機管理を継続した場合には使用禁止資材が流入した日から1年間を経過した後に再開することができる。流入や冠水が部分的で当該個所を特定できる場合には、当該個所について適用する。

ただし、使用禁止資材の流入が微量でない場合は、この限りでない。微量であるかないかの判断については、流入した使用禁止資材の特性、見込まれる量などを勘案し、登録認定機関の承認を必要とする。

5、水田及び水田に準じる栽培の用水

【適用】

この項は、水田及び水田に準じる水管理を必要とする作物の栽培について適用する。水稲、レンコン、クレソン、セリなどの作物が該当する。

【原則】

用水については、禁止物質が流入しないように管理されることを必要とする。

【許容】

5.1 禁止物質が流入しないと見なされるケース

- ① 河川からの直接取水。
- ② 沼沢地などからの取水。
- ③ 用水と排水が明確に分離され、用水が河川などから専用の農業用水で引かれている場合。
- ④ 浄化水田などにより防止処置が施されている場合。

【禁止】

- 用水に禁止物質を流入させること。
- 用水と排水が共用で用水に排水が流入すること。
- 用水に家庭雑排水などを流入させること。

5.2 浄化水田及び浄化区画

入水路と排水路を区別することができず、慣行栽培水田を流れた水が流入する場合最初の水田を浄化水田として、有機栽培水田への使用禁止資材の流入を防止する。または、圃場の一部を浄化区画としてビオトープなどを設置する。

浄化水田では、有機栽培管理が行われるとともに、木炭、活性炭、セラミック、水生植物などを利用したろ過装置及びろ過スペースを水口から圃場周辺部に設けるなどし、浄化水田への流入も最小限に抑えるように努める。浄化区画にあっても準じた処置がとられること。

浄化区画の面積等については、汚染の程度を考慮して決定されなければならない。

浄化の効果については、とられている浄化対策の内容、植生の状態、水生動物の繁殖状況などで確認する。

5.3 用水と河川の区別

当該水路が用水路であるか河川であるかについては、とうめん以下の区分を準用する。

河川：河川法にもとづく川

用水路：当該水田の水利のために人工的に敷設されたもの、土地改良区等の管理にある水路

5.4 パイプラインで圃場まで用水がひかれている水田について

パイプラインの取水が用水路より行われている場合は、当該用水路に慣行圃場からの排水などが無いことを必要とする。

6、有機栽培水田の周辺において有人ヘリコプターによる空中散布が実施されている場合の飛散防止

有機栽培圃場に隣接した地域において有人ヘリコプターによる農薬散布が行われる場合の飛散防止処置のガイドラインを以下のように定める。

【原則】

農薬の空中散布は、行われなことが望ましい。有機農業生産者は、近隣の理解を求め、地域における空中散布を中止するように努力すべきである。飛散を防止する義務は、航空防除を実施する側にある。

【取るべき処置】

6.1 防除実施主体との話し合い

- ① 有機栽培圃場への農薬飛散を防止する必要性を、しっかりと合意すること。
- ② 有機栽培圃場の位置及び散布対象圃場について、双方確実に把握し、具体的な飛散防止方法を合意すること。

6.2 実施時の立会い

- ① 生産行程管理責任者もしくは生産行程管理担当者が、実施には必ず立会い、合意事項が守られて実施されていることを確認すること。
- ② 実施の様子を記録すること。

6.3 飛散防止のための目安

- ① 気象条件は無風もしくは無風に近い状態に限定して実施すること。
- ② 有機栽培圃場から100m以内の地点での散布は行わないこと。
- ③ 粉剤など広域に飛散する薬剤は、使用しないこと。
- ④ その他、必要な処置。

6.4 緩衝帯について

航空防除が100m以上はなれることができなかつた場合、以下のことを勘案し緩衝帯をとるものとする。なお、粉剤が使用された場合についてはこの限りではなく、別途検討する。

- ① 「0-50m以内」に接近する場合：飛散防止は不可能に近く、この条件下にある圃場では飛散防止がかなり困難である。ハウスの場合のように影響の発生する間は密閉できるなどの場合以外は、このエリアは緩衝帯として扱われる。
- ② 「50-100m以内」に接近する場合：適切な遮蔽処置などがこうじられるか、接近地点から合計100m程度の距離が確保できるように緩衝帯を必要とする。

6.5 飛散が認められた場合の処置

十全な対策をとっても飛散が確認された場合、それを記録し、必要な期間その部分の有機としての格付を中止すること。

6.6 現場の工夫

上記の距離は、飛散をゼロにできる距離ではない。ほぼ無視できる、これ以上やむをえないという距離である。現場の諸種の条件に対応し、生産者は飛散の防止につとめることが必要である。

7、有機栽培水田の周辺においてラジコンヘリが使用される場合の飛散防止について

有機栽培圃場に隣接した地域においてラジコンヘリなどによる農薬散布が行われる場合の飛散防止処置の目安について定める。

【取るべき処置】

7.1 前提

この目安は、標準高度3m程度で飛行した場合の散布有効区域が片側4m以内の小型ラジコンヘリを前提としている。対象圃場は、水田である。

7.2 防除実施主体との話し合い

- ① 有機栽培圃場への農薬飛散を防止する必要性を、しっかりと合意すること。
- ② 有機栽培圃場の位置及び散布対象圃場について、双方確実に把握し、具体的な飛散防止方法を合意すること。

7.3 実施時の立会い

- ① 生産行程管理責任者もしくは生産行程管理担当者が、実施には必ず立会い、合意事項が守られて実施されていることを確認すること。
- ② 実施の様子を記録すること。

7.4 飛散防止のための目安

- ① 有機栽培圃場が風下になる場合には、散布を行わないこと。

- ② 飛行高度は、2 m（稲の頭より）程度の適切な高さとする。
- ③ 有機栽培圃場とは平行に飛行し、有機栽培圃場には12m以上離れて飛行すること。有機栽培圃場に接近する地点でのターンは行わないこと。
- ④ 粉剤など飛散性の薬剤は、使用しないこと。
- ⑤ その他、必要な処置。

7.5 緩衝帯について

事情により散布ラジコンヘリが、12m以上離れることができなかった場合、有機栽培圃場の隣接部の一部を緩衝帯とし、有機としての格付をおこなわない。

7.6 飛散が認められた場合の処置

十全な対策をとっても飛散が確認された場合、それを記録し、必要な期間その部分の有機としての格付を中止すること。

7.7 現場の工夫

上記の距離は、飛散をゼロにできる距離ではない。ほぼ無視できる、これ以上やむをえないという距離である。現場の諸種の条件に対応し、生産者は飛散の防止につとめることが必要である。

8. 圃場におけるモグラ、鼠、害獣対策

有機農産物生産圃場において、毒えさなど（有機農産物の日本農林規格で認められた資材以外）での防除対策は、認めない。

9. 土壌の重金属並びに有害化学物質による汚染許容値について

特定の汚染が懸念される場合、土壌の有害物質についての検査を求める場合がある。これについては、近時の公的機関の検査データで代えることができる。

判断にあたっては、土壌汚染の環境基準値などを参考にする。（巻末に基準値を示す）

重金属は、土壌中において分解することはほとんどなく、取り出されることがない限り圃場内にとどまるものであるため、農業生産者は自らの圃場に重金属が過剰に蓄積することのないように、使用する堆肥などに注意を払う必要がある。

（巻末に食品中に含まれるカドミウムの基準値）

10. 保管、作業などの施設及びその管理

【原則】

有機農産物専用であることが望ましいが慣行栽培との並行生産の場合、以下の条件を満たすこと。

- ① 収穫、輸送、選別、調整、洗浄、貯蔵などの施設は、有機栽培農産物と慣行栽培農産物を区分して保管することができるスペースをもっていること。
- ② 同じく、区分して作業するスペースをもっていること。作業については、時間を分けて行うなど、時間による区分についても認められる。
- ③ 保管、貯蔵については、区画、表示などにより有機栽培農産物と慣行栽培農産物が明

瞭に区分されていること。色分け、表示などにより作業にあたる者が、誰でも明瞭に識別できるようにし、混合防止処置をとること。

- ④ 作業や保管を同じスペースを使用し、日時や時間をわけて行う場合、慣行栽培作物の残渣や泥などが有機農産物に付着したり混入しないように、有機農産物の作業前に清掃を行うこと。

10.1 農薬の保管についての基準

有機農産物と特別栽培農産物、慣行栽培農産物などを同時に栽培する生産者にとって、あるいは有機栽培のみであっても農薬を使用する場合は、農薬の管理はきわめて重要な課題である。

農業生産者にとって、農薬が身近なものすぎてその危険性について認識がたいへん弱い事例が見られる。そこで、この扱いについて生産行程管理者が遵守すべき最低限の基準を定める。

この基準は、有機農産物の日本農林規格第4条「輸送、選別、調整、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係わる管理」において、「4 生産された有機農産物が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の薬剤により汚染されないように管理されていること」と定められていることにもとづくものである。

【原則】

- ① 農薬は、有機農産物にとって最も警戒すべき大きなリスクである。
- ② 危険物あるいは毒物として取り扱われなければならない。
- ③ 人及び動物、環境への不必要なリスクを封じこめるために、適切な管理を行うことは、使用者の義務である。
- ④ 農薬取締法など関連法規を遵守し、使用、保管することが基本となる。

【管理の手順】

- ① 農薬について、管理責任者を明確にしておくこと。
- ② 農薬について、管理責任者以外の者が勝手に持ち出すことのできない方法で隔離保管されなければならない。
- ③ 農薬は、次のような場所においてはならない。
 - ア、 収穫した生産物を選果、選別、荷造りするところ。
 - イ、 選果・選別作業を行う際に作業者が頻繁に移動するところ。
 - ウ、 収穫した生産物を移動する通路等。
 - エ、 収穫した生産物を包装する資材を保管するところ。
- ④ 農薬の空き缶、空き袋等は、定められた方法にもとづいて処理すること。むやみに放置することは厳禁とする。野焼き、家庭ごみといっしょに処分するなどのことは、禁止する。

10.2 有機農産物を取り扱う作業場の基準

【原則】

有機農産物の生産行程管理者についての認定の技術的基準では、作業施設について次のように定めている。

「一生産及び保管にかかわる施設

2 保管にかかわる施設

日本農林規格第4条に規定する輸送、選別、調整、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係わる管理の基準にしたがった管理を行うのに支障のない広さ及び構造を有する施設を有すること」

有機農産物の農林規格で求められているのは、以下の通りである。

- ① 有機農産物とそうでない農産物の混合の防止
- ② 施設における害虫等の対策は、施設の構造改善、清掃の徹底、機械的かつ物理的方法で行うことを基本とする。
- ③ 施設管理における薬剤の使用は、有機農産物の日本農林規格別表2もしくは別表4に指定された薬剤に限る。その際、別表2の薬剤は農作物の栽培に使用する農薬ですので、収穫後の農産物の管理施設で使用できる薬剤は少ないので注意すること。
- ④ 農薬、洗浄剤、消毒剤その他の薬剤により汚染されないように管理されていること。
- ⑤ 放射線照射を行わないこと。

【適用】

生産の規模により広さ及び構造は、多様なものとなる。ここでは、最低限必要な要件について運用基準を定める。ここで対象にしているのは、個人の農家の作業場程度の規模の、並行生産の場合である。

第1 整理、整頓、清掃

作業場は、必要な整理・整頓・清掃が行われていること。

①整理整頓とは、作業に必要な資材や機材の置き場所が定められており、必要な時に必要なものが、作業にかかわる人が取り出せるようになっていることである。かつ、不要なものはじゃまにならないところに整理されていることである。不用物がところ狭しと、おいてある作業場は、有機の区分管理には不適切であると判断する。

③ 清掃とは、作業が終了した段階で必要な掃除が行われていることである。

第2 区分管理

①有機農産物の選果、選別、洗浄については、時間をわけるか、専用区画でおこなうか、していること。

②保管については、専用区画もしくは専用のカゴ車などにより明確に区分されていること

③保管中の有機農産物については、有機である旨の表示が行われていること。

- ④泥付野菜を取り扱う場合は、有機専用のコンテナ、パレットなどを用意していること
- ⑤果菜類の場合、有機専用のコンテナを用いるか、確実に洗浄したコンテナを使用していること。

第3 薬剤汚染の防止

- ①選果、選別等の作業場所に、農薬、消毒剤等の危険物は、置かないこと。
- ②防虫・防鼠対策で農薬、消毒剤、毒餌等の使用は行わないこと。
- ③スプレー式の薬剤等は、これを使用しないこと。
- ④夏場の作業時に蚊取線香を使用する場合は、通気性の良い状態で窓や入り口付近におくなどして、煙が直接ふれないように有機農産物から離して使用すること。天然の除虫菊から製造され、着色されていない、忌避的効果程度のものにする。電気式の蚊取線香は、使用すべきではない。
- ⑤その他、人の健康に係る場合で薬剤の使用が必要な場合は、有機農産物を汚染しない処置を講じて使用すること。
- ⑥パラジクロロベンゼン等の蒸散性の防虫剤や芳香剤についても使用しないこと。

10.3 揮発性有害化学物質についての注意

【注意すべき揮発性有害化学物質】

クロロピリホス
ホルムアルデヒド
トルエン
キシレン
クレオソート

などには、特に注意が必要である。厚生労働省は、13の揮発性化学物質に室内濃度の指針値を定めている。有機農産物の取り扱い、保管する施設にあつては、こうしたことに注意を払うべきである。

【注意すべきこと】

作業施設において建材、作業台に使用される合板などにあつては、以下のような薬剤の使用事例があることに注意を払うべきである。特に、吸着性の高い米や茶を扱う施設、野菜類を長期に乾燥や貯蔵する施設や設備については、十分な配慮を行うことが望ましい。

建材等	使用されることのある揮発性化学物質
合板、パーティクルボード	ホルムアルデヒド
化粧合板	ホルムアルデヒド
構造用集成材(中・大断面)	ホルムアルデヒド
断熱材(ガラス繊維)	ホルムアルデヒド
複合フローリング材	ホルムアルデヒド、キシレン
防蟻材(木部処理・土壌処理剤等)	有機リン系、ピレスロイド系殺虫剤

木材保存剤(表面処理)	有機リン系、ピレスロイド系殺虫剤、トルエン、キシレン
油性ペイント	キシレン
アルキッド樹脂塗料	キシレン
アクリル樹脂塗料	キシレン
油性ニス	トルエン、キシレン
壁紙施工用でん粉接着剤	ホルムアルデヒド
クロロプレンゴム系接着剤	トルエン、キシレン
エポキシ樹脂系接着剤	キシレン、可塑剤
エチレン酢酸ビニル樹脂系接着剤	トルエン、キシレン、可塑剤
ポリウレタン(溶剤)系接着剤	トルエン

【注意する際の目安】

ベニヤ合板類にあっては、ホルムアルデヒドなどの放散量について JAS 規格が定められている。丸型の JAS マークとともに F☆☆☆、F☆☆☆☆などのグレードで表示されている。建築基準法で人の居住するところに使用が認められているのは、☆3つ以上のものである。

【注意を要する施設や設備】

- 籾倉
- 米の保管施設
- 茶の合場や合組の器具
- 茶の輸送コンテナ
- 茶の保管施設
- 野菜の小分け作業の台

1 1、堆肥舎

【奨 励】

床はコンクリートなどを施された屋根つきの堆肥置き場。

【許 容】

屋根もしくは床はコンクリートなどのいずれかの処置があり、排水による地下水汚染などに対して保全の対策がとられていること。

【制 限】

野積み

II、生産管理

1、種子及び苗

1.1 選択の基準

【原則】

- ① 有機由来の種子の使用を原則とする。
- ② 自家採取可能な種子は、自分の有機栽培圃場から採取するものとする。一例を示す。

米	自分の有機栽培圃場からの自家採取を基本とする。ただし、有機栽培の開始時、更新の必要な部分はこの限りでない。
れんこん	自分の有機栽培のレンコンを翌年の種レンコンとすることを基本とする。ただし、有機栽培の開始時、不良等使用が困難な場合は、有機栽培以外の圃場ものを使用できる。
こんにゃく	自分の有機栽培の親芋から採取した生子を最初の種芋に使用することを基本とする。ただし、有機栽培の開始時や不良等使用が困難な場合は有機栽培以外の圃場の芋からの生子を使用することができる。
果樹、茶木などの増殖	果樹、茶木など挿し木、接木などにより増殖可能なものは、自分の有機栽培圃場から採取した枝などを利用することが望ましい。

- ③ 有機由来の種子の入手ができない場合は、通常の種子を利用できる。その際、農薬などによる種子処理のされていない種子を選択するように努める。

【許容】

- ① F1等自家採取が困難な種子にあって、有機種子の入手が困難な作物についての通常の種子。
- ② 存在する有機種子の品種が不適切な場合、より適切な品種の通常の種子。

【制限】

- ① 農薬等の処理がされている種子については、それ以外入手できない場合に限り使用することが出来る。
- ② 果樹、茶等の補植や新植にあたって慣行栽培苗木を使用せざるを得ない場合には、以下の処置をとる。
 - ア、植え付けた作期においては格付けせずに有機圃場において養生する。
 - イ、翌期以降の収穫物は、有機栽培（ただし、一年以上経過したのちの収穫分から）として格付することができる。

【禁止】

多年生作物以外において有機栽培に使用できない化学肥料、農薬を使用して育成された苗は、有機栽培に使用することはできない。ただし、以下の場合に限定的に許容される。

- ① 災害、病害の発生などによりそうした苗以外に入手できない場合
- ② ナス科、ウリ科の作物で、自家育苗ができず、そうしたものしか入手できない場合。

2、育苗

2.1 育苗用土に山土などの採取土を使用する場合に入手すべき情報

- ① 過去2ヵ年の採取地の利用歴（使用禁止資材が飛来又は流入していないことを示す）
- ② 採取地の周辺条件（山林内、原野、水田地帯、畑作地帯など）

- ③ 周辺からの禁止物質の飛来のリスクに係わる情報（100m以内での松くい虫、水田などの航空防除の有無、採取地及び採取地周囲での殺鼠剤の散布の有無など）

2.2 購入培土

- ① 生産基準 6.7.2 項の条件を満たす採取土や有機農産物別表 1 に認められた資材により製造された培土は、自家製造であれ、購入であれ認められる。
- ② 化学肥料等、有機栽培に使用できない資材を使用した培土は、禁止される。

2.3 培土の殺菌処理

- ① 焼く、天日干し、水洗いなどは、認められる。
- ② 農薬などによる殺菌、殺虫処理は、禁止される。

3、たい肥、たい肥原料、肥料及び土壌改良資材などの品質確保

3.1 購入肥料及び土壌改良材

- ① 購入にあたっては、使用原料と製造方法のわかる書類を取得すること。
- ② 購入肥料及び土壌改良資材については、肥料取締法、地力増進法による登録、届け出、表示などが行われたものであることが望ましい。
- ③ 肥料取締り法による登録及び届出がない購入肥料の場合には、その品質が確認でき、適切なものであること。

3.2 たい肥

- ① 購入にあたっては、使用原料と製造方法のわかる書類を取得すること。
- ② 特殊肥料の品質表示基準にもとづく表示がなされていて、内容を確認すること。

3.3 家畜糞尿を原料とするたい肥の製造における発酵温度管理

家畜糞尿を原料とするたい肥の製造にあたっては適切な発酵温度が確保されることが大切です。発酵温度が確保されない場合、雑草の種子の残存、病原微生物の残存などのリスクが高まる可能性があります。

*温度：55℃から 77℃程度（雑草種子を死滅させるためには 63℃以上）

*期間：3 日間以上

*C/N比：完成品では 20 以下

4、有機農産物の日本農林規格に適合する肥料及び土壌改良資材の選定

4.1 文書による確認

肥料及び土壌改良資材の原材料の生産段階からの適合性が確認されなければならない。このために、以下のことを示す文書を取りよせ、適合性の評価を行うこと。

- ①原材料の由来を示す資料
- ②当該資材の製造工程図

4.2 変更確認

一度適合性を確認できた肥料及び土壌改良資材にあっても、定期的に変更の有無を確認し、再評価を行うこと。

4.2 適合性評価の手順

適合性評価にあたっては、農林水産省より発行された「有機農産物のJAS規格別表等資材の適合性判断基準及び手順書」にしたがって確認すること。

5、その他天然資材について

【推奨】

その他の天然資材の選択にあたっては、地域内の循環可能な資材を選択することが望ましい。

【許容】

- ① にんにく、とうがらし、どくだみ（物理的方法により抽出したもの）などエキスを抽出して使用するものは、もともとの栽培において除草剤、成長抑制剤などの使用がないものを選んで使用すべきである。また抽出にあたっては、禁止物質を使用してはならない。この際使用できる植物は、薬草もしくは食材として利用されている実績があり人の健康に害を及ぼさないことが先祖伝来の経験により実証されている植物に限ること。
- ② 木酢液を土壌改良（pH調整、土壌微生物の活性化など）に使用する場合は、以下の条件を満たすこと。
 - ア、原料の木材が天然であり、化学合成物質をぬったり、化学合成物質で処理したものでないこと。
 - イ、静置及びろ過によりタール分など有害性の高い物質を除去していること。
 - ウ、農薬など化学合成物質を添加していないこと。
- ③ 天然の植物、魚類、貝殻、かに殻などを発酵抽出したエキス、天然の鉱物から得られるミネラルなどを作物の可食部に葉面散布する場合は、その安全性に配慮して使用しなければならない。
- ④ 有機農産物の日本農林規格別表1の資材は、土壌改良や植物の栄養に供することの目的で使用することが許される。

【制限】

- ① 木酢液を作物の可食部へ葉面散布で使用する場合は、前項③の基準に加え、ベンツピレン、タール分などが除去されていること、化学合成物質が添加されていないことを確認できる成分分析表を製造メーカーより文書で取り寄せ、確認しておくこと。
- ② ニームの葉、~~除虫菊~~などは、天然の乾燥物や粉碎しただけのものを使用する場合は、堆肥の原料などに少量使用する範囲に限定されなければならない。

【禁止】

アセビ、~~除虫菊~~など毒を持つ植物を病害虫防除に使用すること。

サポニンを含む椿油粕などを水田のジャンボタニシ防除に使用すること。
 ニームオイルを病害虫防除の目的で使用すること。
 建築廃材などから製造された木酢液

7、慣行栽培と併用で使用する機械器具の扱い

5.1 有機専用

有機専用にすることが可能な機械器具については、有機専用にすることが望ましい。

5.2 並行生産で栽培管理に使用する機械器具

有機栽培に使用する機械器具は、有機栽培圃場や有機農産物の有機性を損なうリスクの程度に応じて分類し、管理基準を決めることが望ましい。管理基準は、農機具としての一般管理基準と有機性を損なわないための区分管理の基準に分けられる。

リスクの程度	一般管理基準	有機性を損なわないようにするための区分管理の基準
有機性を損なうリスクが高い (農薬散布機や化学肥料の散布機)	農機具としての適切な管理の基準にもとづき管理	器具の使用後の入念な清掃・洗浄及び有機前の再洗浄もしくは清掃確認と記録を必要とする。手動の動墳を使用する場合など、農薬タンク、竿などは専用が望ましい。ブームスプレーなどは、農薬散布直後と有機作業前の2回洗浄は最低必要。
有機性を損なう一般的なリスク (トラクターのロータリーなど非有機圃場からの泥の移動など)	農機具としての適切な管理の基準にもとづき管理	有機作業前の清掃・洗浄、泥落としなどの励行と記録
特別な場合を除いてリスクはない(草刈機など)	農機具としての適切な管理の基準にもとづき管理	特別なリスクの発生する場合には、危険を除去すること。
火炎除草機	農機具としての適切な管理	不完全燃焼によるオイル漏れに注意すること。

5.3 収穫用の機械器具

収穫用の機械器具の場合は、移染による有機性を損なうリスクと非有機農産物の収穫機械内の残留による微量の混合、収穫物の取り違いによる大きな混合などのリスクに注意を払う必要がある。代表的リスクを例示する。

機械器具	代表的リスク	対策
収穫用コンテナやフレコン	人参、じゃがいもなど土壌混和型の農薬を使用する慣行作物と併用する場合は、泥を通じての移染の危険が考慮されなければならない。同じコンテナ	コンテナやフレコンは、色わけやテープ表示などで有機専用を作

	ナで有機と非有機の同じ作物を収穫する場合、輸送途中や作業場で取り違いなどの危険が大きい	る。
コンバイン	米、大豆などを収穫するコンバインは、機械内の残留が多いので残留物の混合の危険が大きい。	残留のポイントを適格に押さえ、有機作業前に確実に清掃する。
人参ハーベスター	並行使用する圃場が除草剤や化学肥料を使用する圃場の場合は、泥を通じての移染の危険が大きい。残留物による混合の危険もある。	有機作業前に入念な洗浄を行う。残留物のないように確認する。
茶袋、茶葉の輸送コンテナ	残留物の混合の危険	茶袋などは、有機専用とする。

5.4 収穫物を洗浄する場合

収穫物をため水で洗浄する場合には、慣行栽培の作物を洗浄した水で有機農産物を洗浄することは避けなければならない。

5.5 茶刈り機の刃に使用する潤滑油及び荒茶工場の機械器具の潤滑油の扱いについて

5.5.1 茶刈り機の刃の潤滑油

茶刈り機の刃の潤滑油は、必要不可欠と判断されるが茶葉に直接接触れるものであるため、以下の基準を満たすものが認められる。

- ① 食品衛生法の規格基準において食品用として使用が認められかつ有機農産物の日本農林規格別表5の調製用等資材に記載されたもの。
- ② スプレー等の噴射剤は、食品機械に使用が認められかつ揮発し、茶葉に直接接触しないと見なされるものであること。使用した後、揮発するに十分な時間をおいて刈取り作業に入ること。

5.5.2 精揉機の潤滑油

茶葉に触れないものであるが、触れる可能性はかなり高い。このため、前項と同等のものが望ましい。ただし、食品機械用であれば認められる。

他の茶葉に触れやすい箇所の潤滑油についても同様に注意が必要である。

5.5.3 その他

通常の管理において茶葉に触れる心配のない箇所については、触れないように適切に管理すること。機械油として適切なものを使用すること。

6、水

6.1 栽培管理に使用する水の一般的管理

- ① 生産者は水源に注意を払い、良質の水を使用するようにこころがけるべきである。
- ② 用水に家畜の糞尿等の未処理の畜産排水等の流入など農産物の不用意な微生物汚染を招く危険がないことなどに注意をはらうべきである。

- ③ 近隣に特定の汚染源があり、農業用水として不適切な汚染が心配される場合、地下水の利用箇所では化学物質、硝酸態窒素などによる高い汚染の危険に注意を払うべきである。
- ④ 懸念される汚染がある時、農業用水の基準及び環境基準値を参考に判断する。(巻末に参考値)

6.2 畑作、ハウス等の灌漑用水

- ① 灌漑設備の維持などのために薬剤などを使用することは、避けるべきである。使用した場合、薬剤が混合された水が有機農産物圃場に使われてはならない。
- ② 水田の専用排水路を水源とすることは、避けるべきである。

6.3 荒茶工場で使用する水

- ① 飲用適であることを必要とする。
- ② 地下水を使用する場合には、定期的に水質検査を実施し、適切であることを確認すべきである。定期的の期間は、3年以内の範囲で自ら定めて実践すべきである。

7、雑草対策

【奨励】

中耕 雑草マルチ 藁マルチ 深水管理 2回しろかき 除草機の使用、カモ、鯉、米ぬか除草など機械的、生物利用による除草。

ハーブや緑肥作物による草生栽培による抑草。

【許容】

やむをえない場合、小規模なバーナー等による焼却。

【制限】

- ① ポリエチレンマルチなどは、使用後圃場外に撤去することを条件に認められる。
- ② 紙マルチについては、紙マルチの製造工程において化学合成物質の使用や添加のないものに限って認められる。
- ③ 塩化ビニルマルチを圃場に使用することは禁止されるが、ハウス等の廃ビニールを処分する前に畝間等の防草対策に使用することは、確実な撤去を条件に認められる。

【禁止】

- ① 塩化ビニルマルチ
- ② 化学合成物質由来の生分解性マルチ

8、病虫害防除

【奨励】

良質堆肥施用などにより、有用土壌微生物を積極的に活用し、土づくりの完成による病虫害の減少に努力する。

【禁止】

- ① デリス乳剤、デリス粉、デリス粉剤
- ② 有機農産物の日本農林規格別表2に該当しない農薬

Ⅲ、収穫、輸送、選別、洗浄、包装、表示、出荷

1. 収穫物の輸送

収穫物を選果場などに輸送する時には、慣行栽培作物との混合が起こりやすい。収穫用のコンテナなどをきちんと区分し、手伝いの者などが作業しても間違いないようにマニュアル化しておくこと。

2. 包装、出荷資材

【一般管理】

- ① 収穫された農産物は、食品として衛生的に取り扱わなければならない。
- ② 収穫物の包装資材にあつては、食品衛生法の規格基準を遵守しなければならない。

【奨励】**【制限】**

ポリスチレン

ポリカーボネート

【禁止】

塩化ビニル製品

3. 出荷担当者

出荷に責任をもつ者がいることが望ましい。

4. 施設の防虫防鼠対策

【奨励】

施設における防虫・防鼠対策は、施設の構造改善、物理的障壁などによる侵入防止、衛生管理の徹底による発生の防止などによること。

【許容】

- ① 防鼠対策においては、パチンコ、捕獲網かご、シーソートラップ、落とし穴式捕獲器、粘着シートなどの機械的方法。*超音波を発する装置など。
- ② 防虫対策においては、粘着式捕虫器、光学誘引捕虫器などの機械的、物理的方法、及び性フェロモンの使用。
- ③ にんにく、とうがらしなど天然の植物の力を活用した忌避剤。

【制限】

- ① やむをえない場合に有機農産物の日本農林規格の別表2及び別表4に記載される

薬剤で施設に使用が許されるものについて、使用することができる。その場合には、以下の制限を必要とする。

ア、有機農産物の選果・選別などの作業中でないこと。

イ、有機農産物が撤去されていること。

ウ、使用後の搬入は、72時間以上を経過すること。ただし、使用する薬剤の性質によりそれ以上の期間を必要とする場合があるので、薬剤の性質に注意して使用すること。

② 有機農産物以外の農産物も取り扱う施設において一時的に殺鼠剤等を使用する場合は、有機農産物の取り扱いエリアから十分に離れ、有機区画とは隔絶した区画の使用に限定すること。

③ 長期間にわたって有機農産物の取り扱いを休止する施設において、別表2及び別表4に記載されている薬剤以外の薬剤を使用せざるを得ない事態となった場合には、事前に計画を提出し承認を受けること。提出する計画は、以下の内容を含むこと。

ア、使用を予定する薬剤と使用方法

イ、使用エリアのわかる図面

ウ、有機農産物の取り扱いの再開見込み時期

エ、生産行程管理責任者及び格付責任者の承認

【禁止】

① 有機農産物に薬剤がふれる危険の高い方法での使用。

② 保管施設等において有機農産物がおかれているときに、燻煙、噴霧など薬剤が全体に行き渡る方法での使用。保管庫におけるそのような使用が行われた場合、有機農産物を72時間以内は、搬入してはならない。また、使用薬剤によっては安全性確保のためにそれ以上の時間をとらなければならない。

③ 以下のような薬剤の使用は、禁止される。

粉末の殺鼠剤

殺鼠剤の恒常的配置

カプセル粒剤など有機農産物の搬入等を休止できる期間を超えて長期に残留し効果を持続させる薬剤

パナプレートなどの気化性殺虫剤

電気式蚊取線香

IV、不適合品が発生した場合の処置

【原則】不適合品の発生した場合の被害を最少にするために、処理手順をもつこと。この処理手順には、必要な連絡、回収が必要となる場合の手順などを含むこと。

V、廃棄物の処理

【原則】

廃棄物の処理にあたっては、廃物処理法など法令を遵守すること。

1. 扱い

【奨励】

使用資材は、できるだけ農場内で再利用し廃棄物を減らすように努めるべきである。

【許容】

ハウスのビニールやマルチなど自然に分解しないものについては、農協の引き取り、専門の業者への委託、地方自治体などに定められた方法によって処理すること。

【禁止】

農場での野焼き、放置、埋設。

農薬の空容器の圃場への放置、圃場での廃棄、野焼き、家庭ごみに混ぜ込んでの処分

2. 廃油の処理

発生して農機具の廃油などは、スタンド、農機具屋、その他専門業者などに委託し適切に処理すること。廃油ストーブなど農場内での再利用により処理することは奨励される。

【禁止】

農場での野焼き、放置、埋設、捨てること。

VII、生産の管理、組織の運営等に係わる事項

1. 生産行程管理者の管理記録及び根拠書類の保存について

有機農産物の生産の記録には、生産行程管理責任者及び担当者が管理する生産行程管理記録（栽培管理記録、収穫の記録、出荷の記録などを含む）と格付担当者が管理する格付実績記録があります。

おのこの記録の役割や目的、保存期間などは、以下のようになります。

<目的と役割>

① 生産行程管理記録

ア、出荷に際して有機農産物としての格付を行うため（基準適合しているかを検査することのできる情報が記載されている必要がある）。

イ、生産をあとづけることができるようにしておくため（トレーサビリティ可能）。

ウ、間違いなく有機農産物であることを裏付け、求めに応じて開示できるようにしておくこと（情報の開示）。

② 格付実績記録

ア、生産行程管理者の格付業務が適正に行われていることを示すため。

イ、法律にもとづき格付の実績数量を正しく報告するため。

<格付の時に用意し確認すべき記録>

格付を行おうとする作物の生産行程管理記録（前回の格付け作物の終了から今回の格付け作物の格付け時点までの記録）

<保存期間>

保存期間は、格付の必要性などを考慮すると以下のようになる。

記録	生鮮野菜など	米
<u>種子の記録</u>	<u>4年</u>	<u>5年ないし6年</u>
<u>育苗の記録</u>	<u>4年</u>	<u>5年ないし6年</u>
<u>栽培管理記録</u>	<u>4年</u>	<u>5年ないし6年</u>
<u>収穫・乾燥・調製の記録</u>	<u>2年</u>	<u>3年</u>
<u>出荷の記録</u>	<u>2年</u>	<u>3年</u>

以上に係る根拠書類も同様の保管期間となる。

<根拠書類の保管>

保管すべき根拠書類は、以下の通り。

- ① 使用している肥料など資材の適合性を確認した資料。
- ② 種子の由来や処理のわかる資料（使用した種子の袋などでも良い）
- ③ 使用したたい肥、肥料及び土壌改良資材、種子などの購入伝票（種子、たい肥、使用した肥料及び土壌改良資材の名称が入っていること）
- ④ 栽培管理日誌
- ⑤ 販売出荷伝票（販売先、有機農産物の名称、数量が記載されていること）など生産や販売を根拠づける記録

VIII、関連法規に係わる事項等

この項は、有機農産物の生産行程管理者が有機農産物の直接の基準以外に考慮すべき関連法規についての審査基準を示します。

1. 農薬の使用

1.1 農薬取締法

- ① 農薬の使用基準における「食用作物・飼料作物への農薬使用の遵守義務」を必ず守ること。

当該作物へ適用登録のある農薬であること

希釈倍率が定められた倍率より濃く使用しないこと

使用時期が定められた範囲であること

使用総回数が定められた範囲であること

② 努力義務についても、遵守に努めること。

1.2 毒物・劇物取締法

劇物・毒物に該当する農薬を扱う際には、適切な隔離保管等について遵守すること。
劇物・毒物以外の農薬にあっても、隔離保管をすることが望ましい。

2. 収穫物の取り扱い、出荷

2.1 計量法にもとづく秤の検定について

消費者向けに直接小売販売を行う場合で重量での量目表示（g、kgなど）行って販売している場合、使用している秤の一台以上について計量法にもとづく検定を受け、すべての計量器を適切に校正して使用すること。

直接小売を行っていない場合にあっても、これに準じることが望ましい。

2.2 包装容器の規格基準

法令あるいはそれに準じた公的、準公的機関などにより規格基準の定められた包装容器については、規格に準拠したものを使用すること。

2.3 農産物検査法にもとづく玄米の検査

農産物検査法にもとづく検査を受けることが望ましい。

3. 表示

3.1 JAS法及び有機農産物及び有機加工食品の日本農林規格第5条

JASマークの様式及び表示、名称、原材料等の表記にあたっては、遵守しなければならない。

3.2 食品衛生法

関連事項を遵守すること。

3.3 食品表示基準

第3章生鮮食料品の項

第2章加工食品の項

玄米・精米は別記様式四

遺伝子組換え食品の表示は同第二二条第2項のハ

などについて、遵守すること。

3.4 容器包装リサイクル法にもとづく材質の識別表示

定められた表示を行うこと。

3.5 米の未検査米としての出荷について

農産物検査法にもとづく検査を受けない米を小売販売する場合、食品表示基準に定められた未検査米の表示方法にしたがった表示を行うこと。

周辺から禁止物質の飛来・流入の危険が認められていたため緩衝帯を指定されていた圃場において、飛来・流入の危険がなくなった場合の緩衝帯の解除についての指針

2007年3月24日
有機中央会基準策定委員会策定
2007年5月12日
理事会承認

周辺から使用禁止資材の飛来もしくは流入の危険があり、緩衝帯を指定されてきた圃場が、周辺の状況変化により、飛来及び流入の危険がなくなった場合には、緩衝帯は解除されることとなります。しかし、すぐに解除できない場合があります。

この解除について、どの段階で行うべきかについて、以下のように考え方を示します。なお、この考え方の策定にともなって、2006年10月に認証委員会が策定した暫定基準は、廃止します。

1. 前提的確認事項

- ① 有機圃場が周辺より使用禁止資材の飛来もしくは流入を受けた場合には、その影響を受けた作期の作物は、有機農産物としての格付はできません。認定審査において、圃場の一部が周辺からの使用禁止資材の影響を受けることが確実と認められる場合には、あらかじめ緩衝帯などを設置し、緩衝帯部分の作物を格付から除外する処置が求められます。
- ② 緩衝帯とは、使用禁止資材の飛来及び流入を受け続けてきた場所です。ただし、当該圃場を管理する生産者が慣行圃場に使用する場合は、明らかに圃場に与える影響の程度は異なります。

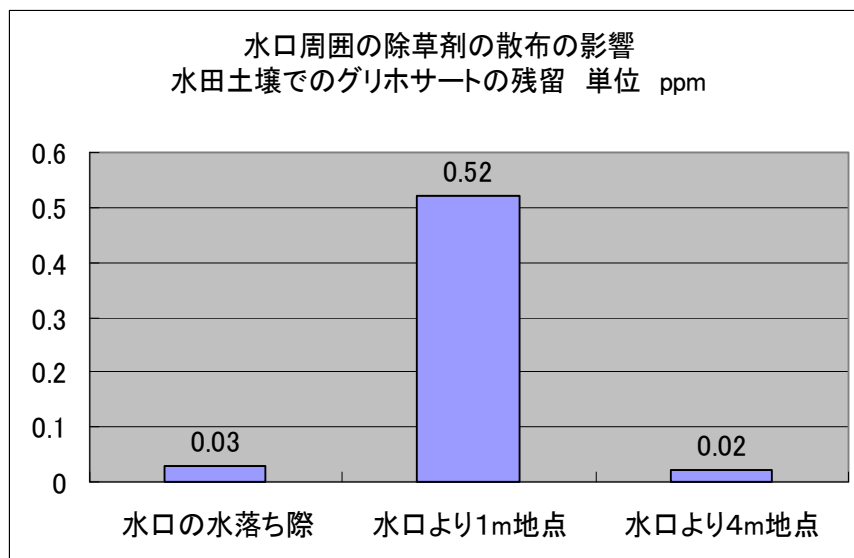
2. 考慮されるべきリスク

緩衝帯の解除には、使用禁止資材の飛来及び流入の影響が、飛来及び流入の危険がなくなった後に残る程度が考慮されます。

- ① 飛来及び流入の影響が土壌に残っていることが見込まれる場合には、栽培される作物の収穫部位（じゃがいもや人参などのような根菜類、葉菜類、米などのように種子部を収穫するものでは、リスクが異なる）及び作物の土壌残留農薬の吸収特性などを考慮し、そのリスクの程度に応じて、飛来・流入を受けなくなった後、一作以上収穫してから解除することが適切と判断します。なお、この期間は、有機栽培を始めてからの期間（転換期間）の基準を超えません。
- ② 飛来及び流入の土壌に残る影響を無視できる場合には、飛来・流入を受けた作期の作物が収穫終了した段階で、解除することができます。

3. 禁止物質の飛来及び流入が土壌に影響を残した例

●実験2



実験のロケーション

実験地の作物 水稻

水口をふたつの圃場が共用する水田であり、測定した圃場の隣接の経営者は境界畦畔にかなり濃厚に除草剤（グリホサート）を散布する。このため、水口の周囲にも除草剤が散布されていた。散布時の飛散・流入、その後雨水などによる流入が発生していると推定して測定した。水口からの距離ごとに、表層5cmほどの土壌（水混じり）を採取して、その土壌に残留していたグリホサートを測定した。

4. 土壌に残留した農薬の作物による吸収特性の例

● ドリン剤を調べた北海道中央農業試験場の研究（1998年）

「作物の有機塩素殺虫剤（ディルドリン）吸収特性」（乙部裕一・佐藤龍夫、北海道立農試集報 第75号、p.21-24（1998）より抜粋

■ 非常に吸収しやすい作物

かぼちゃ、にんじん、ごぼう、きゅうり、馬鈴薯

■ 吸収しやすい作物

キャベツ、こまつな、大根、ほうれん草、長ねぎ、大豆、ごぼう、オーチャードグラス、クローバ

■ 吸収しにくい作物

なす、トマト、ミニトマト、ピーマン、ししとう、とうもろこし、小麦、水稻、そば、ひまわり、なたね、えんどう、小豆

* 参考資料についての注意

農薬の吸収特性は、作物別、農薬別にそれぞれ対応している。上記ドリン剤の吸収性が高い作物が他の農薬についても吸収性が高いことを意味しているわけではない。

付則2 いったん全面削除 見直し

付則3

農薬等の薬剤の使用、保管、散布機材の管理

<管理対象>

ここでは、農産物の生産のために使用する農薬及び劇物・毒物に類するその他の薬剤（以下「農薬等の薬剤」と呼ぶ）の管理について定める。

1、農薬使用

【管理のポイント（必須）】：農薬は、農薬取締法にもとづく安全使用基準にしたがって使用すること。

【管理のポイント（必須）】：農薬の使用について記録し、保管する。記録は、安全使用基準に係る5つのことがわかるように記録されなければならない。

2、農薬等の薬剤の保管・管理

【管理のポイント（必須）】：全ての農薬等の薬剤は施錠可能な建物において保管し、有機農産物の生産で認められていない農薬等の薬剤は有機管理区域外で保管する。

【適合基準】：全ての農薬等の薬剤が出入り口や窓に施錠できる納屋などの建物で保管されていること。農薬および劇物・毒物に類する薬剤は、施錠できる建物の中に別途施錠可能な専用の保管庫等の中に保管されていること。農薬等の薬剤を保管している建物や保管庫等の鍵の管理者を明確にして、関係者が施錠をきちんと実施していることが確認できること。

【管理のポイント（必須）】：農薬等の薬剤は、収穫物、他の機材や周辺環境を汚染しない状態で保管する。

【適合基準】：それぞれを保管する空間が別個に隔離されていることが望ましいが、やむを得ず同一の空間で保管を行なう場合、必要な汚染防止策を講じていることが確認できること。

実施例

同じ部屋内で農薬を、肥料、その他の薬剤、収穫物や他の機材と一緒に保管する場合、農薬および劇毒物はチャック付ビニール袋や硬質プラスチックの箱などに入れた上で保管庫に保管し、農薬および劇毒物の開封・計量・分取などが安全に行える空間と安全取扱のルールが定められていて、そのルールを遵守していて、肥料、その他の薬剤、収穫物や他

の機材を汚染しないことが実地等で確認できること。肥料や他の機材は収穫物を汚染しない状態で保管されていること。

【管理のポイント（必須）】：農薬等の薬剤のラベルが明確に判読できる状態で保管する。

【適合基準】：購入当初のラベルが明確に判読できる状態で保管されていることが原則である。ただし、当初のラベルがはがれたか、はがれそうになった場合には、それをていねいに判読できるように張り直していること。ラベルが判読できないように汚れた場合は、最低、内容物の商品名、購入年月日や有効期限を記入したラベルを貼り直し、当初のラベルに記入されていた内容物の特性や注意事項などは、同一内容物の他のラベルや商品カタログなどによって容易に確認できる状態になっていること。

【管理のポイント（必須）】：農薬等の薬剤の在庫台帳を作成する。

【適合基準】：在庫台帳は最低3ヶ月に1回以上更新されていることが必要。審査時に購買伝票、栽培実績（使用記録）、在庫台帳、現時点での在庫量が一致すること。特に自家用野菜や庭木等で使用する農薬は、栽培実績が作成されていないことが多く、その場合は在庫台帳を出納形式で作成することが必要。

3、期限切れ農薬の扱い

【管理のポイント（推奨）】：期限切れの農薬等の薬剤を所持している場合は、誤使用を防ぐため回収処分までの間適切に管理する。

【適合基準】：開封してあるものはビニール袋等で密封した後、「廃棄予定農薬」等誤使用を防止する表示を行なった容器で保管を行なっていること。保管は最長1年までとする。購入先等により地域の回収システム（農協等）を利用できない場合は、処理委託等の情報収集を行なうことが必要。

4、農薬空き容器の処理

【管理のポイント（必須）】：農薬の空容器等は適切な洗浄処理を行なった後、法を遵守した処分を行う。

【適合基準】：地域のJA、農薬販売業者もしくは産業廃棄物処理業者との契約や処理の記録（伝票等）で適切に処理されていることを確認できること。

5、農薬散布機の使用後の処理

【管理のポイント（推奨）】：散布機械使用後の処理手順の確認

【適合基準】：タンク等を濯いだ水を水路などに流さないような作業手順が確立され、実施されていることが確認できる。

●参考資料1

ラジコンヘリによる農薬散布の飛散調査

日本有機農業生産団体中央会

1. 測定1

2006年8月実施（8月4日農薬散布実施。サンプル採取8月11日）

標準的な方法でラジヘリ散布行われた場合の飛散状況。なお、散布圃場が稲の丈程度高い位置にある。飛散を受けた圃場との境界は、1.6mほどの畦で区分されている。（写真）
 所定の残留農薬検査方法により稲体に残留していた農薬の濃度を測定した。測定農薬はフサライド。散布時は、早朝5時台で無風。

観測地点	飛行ラインからの距離	検出値:単位ppm	備考
散布圃場の端付近	3.6m	4.47	散布対象圃場
散布圃場より1.6m	5.6m	0.95	畦1.6mをはさんでいる
散布圃場より4m	8m	0.58	

場所の様子：左がラジコンヘリ散布の実施された圃場。右がサンプルを採取した圃場。
 ラジヘリは、境界畦の散布圃場側（左）の内がわ4m付近を飛行した。

2. 測定2

2008年8月実施（8月8日ラジヘリ散布実施、サンプル採取8月9日）

標準の飛行高度の半分以下で飛ぶなど、有機圃場への飛散に注意する条件を遵守して散布が実施された。

所定の残留農薬検査方法により稲体に残留していた農薬の濃度を測定した。測定農薬はフサライド。散布時は、早朝5時台で無風。

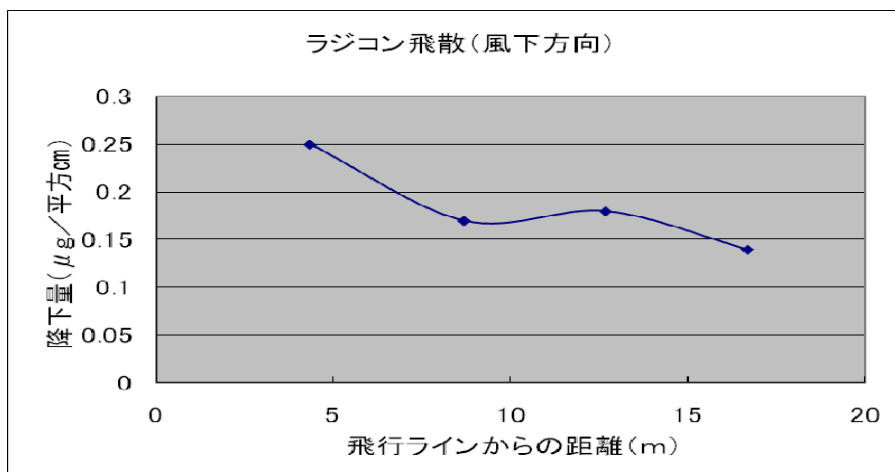
観測地点	飛行ラインからの距離	検出値:単位ppm	備考
畦際0m	7.3m	0.02	畦と植え付け幅は、1.5mある。
畦から1m	8.3m	0.02	
畦から2m	9.3m	検出せず	飛散がないということではなく、サンプルによる偶然と思われる。
畦から3m	10.3m	0.01	
畦から4m	11.3m	0.01	
畦から5m	12.3m	0.01	

場所の様子：左がラジコンヘリ散布の実施された圃場。右がサンプルを採取した圃場。
 ラジヘリは、境界畦の散布圃場側（左）の内がわ5.8m付近を飛行した。

3. 測定3

2002年7月24日実施（標準の方法で散布、緩やかな風によって流れたケース）。測定1、2とは異なり、稲への残留ではなく、単位面積（1cm²）あたりのフサライドの降下量を測定したものである。したがって、量の多い、少ないの比較評価はできない。

緩やかな風にのった場合、かなり広範囲に流れることがわかる。飛行ラインから距離5mの手前(4.35m)は、散布対象圃場の畦にあたる。隣接圃場に10m以上(飛行ラインから16mほど)入ったところでも、散布対象圃場の端の降下量の半分に減っていない。散布されるとき条件の影響が大きいことを示している。



4. 参考資料2

土壌の汚染にかかわる環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1lにつき0.05mg以下であること。
砒(ひ)素	検液1lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1lにつき0.002mg以下であること。

1, 2-ジクロロエタン	検液1lにつき 0.004mg 以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液1lにつき 0.02mg 以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液1lにつき 0.04mg 以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1lにつき1mg 以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1lにつき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液1lにつき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1lにつき 0.01mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液1lにつき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液1lにつき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液1lにつき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液1lにつき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液1lにつき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液1lにつき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液1lにつき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液1lにつき1mg 以下であること。

●参考資料3

人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係わる環境基準

カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/l 以下
六価クロム	0.05 mg/l 以下
砒素	0.01 mg/l 以下
総水銀	0.0005 mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下
四塩化炭素	0.002 mg/l 以下
1・2-ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下
1・1ジクロロエチレン	0.1 mg/l 以下
シス-1・2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下
1・1・1トリクロロエタン	1 mg/l 以下

1・1・2トリクロロエタン	0.006	mg/リットル以下
トリクロロエチレン	0.01	mg/リットル以下
テトラクロロエチレン	0.01	mg/リットル以下
1・3-ジクロロプロペン	0.002	mg/リットル以下
チウラム	0.006	mg/リットル以下
シマジン	0.003	mg/リットル以下
チオベンカルブ	0.02	mg/リットル以下
ベンゼン	0.01	mg/リットル以下
セレン	0.01	mg/リットル以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	mg/リットル以下
フッ素	0.8	mg/リットル以下
ホウ素	1	mg/リットル以下
1,4-ジオキサン	0.05	mg/リットル以下

<参考>水田農業用水についての水質基準

砒素	0.05	mg/リットル以下
亜鉛	0.5	mg/リットル以下
銅	0.02	mg/リットル以下
COD	6	mg/リットル以下
SS	100	mg/リットル以下
DO	5	mg/リットル以上
EC	0.3	mS/cm以下
トータル窒素	1	mg/リットル以下
PH	6.0~7.5	

●参考資料4 食品中のカドミウムの基準

<食品衛生法が定める食品中のカドミウムの基準値>

食品	基準値
米(玄米)	0.4 mg/kg 未満
清涼飲料水	原水0.01 mg/L 以下
(ミネラルウォーター類を含む) 製品	検出してはならない
粉末清涼飲料	検出してはならない

<コーデックス委員会が定める食品中のカドミウムの基準値>

<食品中の汚染物質規格> (CODEX STAN 193-1995, Rev.3-2007)

食品群	基準値 (mg/kg)	備考
-----	----------------	----

穀類(そばを除く)	0.1	小麦、米を除く ふすま、胚芽を除く
小麦	0.2	
ばれいしょ	0.1	皮を剥いたもの
豆類	0.1	大豆(乾燥したもの)を除く
根菜、茎菜	0.1	セロリアック、ばれいしょを除く
葉菜	0.2	
その他の野菜(鱗茎類、アブラナ科野菜※、 ウリ科果菜、その他果菜)	0.05	食用キノコ、トマトを除く
精米	0.4	
海産二枚貝	2	カキ、ホタテを除く
頭足類(イカ及びタコ)	2	内臓を除去したもの

※「アブラナ科野菜」のうち、葉菜で結球しないものは「葉菜」に含まれる。

<個別食品規格>

食品	基準値	備考
ナチュラルミネラルウォーター	0.003 (mg/l)	CODEX STAN 108-1981
食塩	0.5 (mg/kg)	CODEX STAN 150-1985

以上